

日付														
確認印														

# お知らせ版

平成24年10月19日号      発行 枕崎市

※お知らせ版・広報紙へのご意見・ご要望は、市役所総務課秘書広報係（TEL72-1111 内線211）まで。

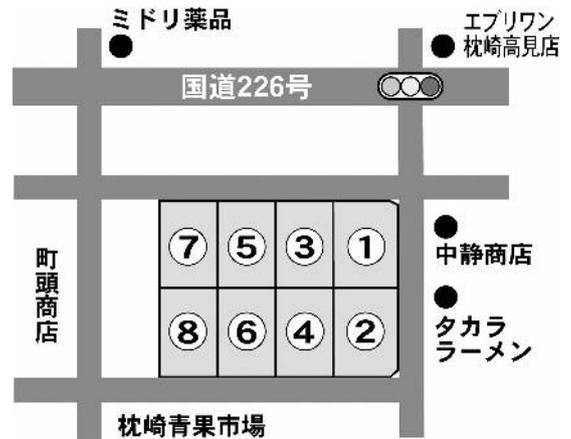
▲ 目 次 ▲	
2	<b>お知らせ</b> 市有地公売のお知らせ <b>募 集</b> サン・フレッシュ枕崎の指定管理者を募集
3	<b>お知らせ</b> 家庭料理大集合～プロの味を家庭で～ <b>お知らせ</b> 犬の登録及び狂犬病予防注射を実施
4	<b>お知らせ</b> 「さわやかウォーキング」を開催 <b>お知らせ</b> 住宅リフォーム促進事業の補助金交付について
5	<b>相 談</b> 年金相談所開設のお知らせ <b>お知らせ</b> 鹿児島矯正展を開催します <b>お知らせ</b> 平成25年度検察審査員候補者に選ばれた皆さんへ
6	<b>お知らせ</b> 年金から引き落とされる税の額が10月分から変わっています <b>お知らせ</b> ご存じですか「税を考える週間」
7	<b>相 談</b> 平成24年度宅地建物取引無料相談実施について <b>相 談</b> 調停無料相談会 <b>お知らせ</b> 租税史料の収集にご協力を <b>お知らせ</b> 法定調書（五十四調書）の提出について
8	<b>お知らせ</b> 「女性に対する暴力をなくす運動」週間にパープルリボンツリーを実施 <b>お知らせ</b> 11月は「労働保険適用促進強化期間」です！ <b>相 談</b> 交通事故・財産管理無料相談会を実施
9	<b>お知らせ</b> 平成24年秋季全国火災予防運動を実施！ <b>お知らせ</b> 農業経営をパソコンで・・・講習会を開催 <b>お知らせ</b> 「2013年版県民手帳」の予約受付及び販売について
10	<b>お知らせ</b> 内鍋清掃センターからの大切なお知らせ（ごみの搬入について） <b>お知らせ</b> タックスアンサーのご利用方法等について <b>啓 発</b> ごみのポイ捨てはやめましょう
11	<b>お知らせ</b> 鹿児島県の最低賃金が改正されました <b>お 願 い</b> 買い物にはマイバック（買い物かご）を利用しませんか

## 市有地公売のお知らせ

枕崎市が保有する土地について、次のとおり公売します。だれでも簡単に参加できますので、お気軽にお問い合わせください

### 【公売する土地一覧表】

番号	地番	面積 (㎡)	地目
①	松之尾町 26 番 1	251	雑種地
②	松之尾町 26 番 3	256	雑種地
③	松之尾町 26 番 4	246	雑種地
④	松之尾町 26 番 5	251	雑種地
⑤	松之尾町 26 番 6	247	雑種地
⑥	松之尾町 26 番 7	251	雑種地
⑦	松之尾町 26 番 8	231	雑種地
⑧	松之尾町 26 番 9	234	雑種地



※上記物件は、現状渡しとし、地下埋設物調査、地盤調査及び耐震調査は行っておりません。なお、地番は予定地番で、用途地域は準工業地域です。

公売方法：一般競争入札

現地説明会：平成24年11月6日(火) 午後2時に現地集合 (⑦⑧の公売地に集合)

入札期日：平成24年11月14日(水) 受付 午後1時 開始 午後1時30分

入札場所：市役所2階会議室

### ※その他説明事項

- 土地代金以外の必要経費として、売買契約書に貼付する収入印紙の代金と、所有権移転登記のための登録免許税が必要となります。
- 所有権移転登記は、市が行いません。

問合せ 枕崎市役所財政課財産管理係 Tel 72-1111 (内線 223)

財政課

## サン・フレッシュ枕崎の指定管理者を募集

教育委員会では、サン・フレッシュ枕崎の平成25年度からの指定管理者を募集します。

所在地：枕崎市大塚北町53番地

設置目的：生涯学習活動の充実による市民の福祉増進を図るための施設

指定期間：平成25年4月1日から平成28年3月31日まで（3年間）

応募資格：枕崎市内に住所を有する法人その他の団体であって、「募集要項」に定める要件を満たすもの

申請期間：平成24年11月1日(木)から平成24年11月29日(木)まで

(開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで)

選定方法：サン・フレッシュ枕崎指定管理者候補者選定委員会において、申請書やヒヤリングを基に内容を選定項目ごとに審査し、指定管理者の候補者を選定します。ただし、候補者選定委員会において適当なものがないと判断したときは、この限りではありません。

その他：申請書、仕様書はホームページに掲載してありますので、ダウンロードしてご使用ください。

生涯学習課

## 家庭料理大集合 ～プロの味を家庭で～

地元食材の魅力や昔懐かしい味への再会、次世代への味の継承のため、「家庭料理大集合」を開催します。

「プロの味を家庭で」をテーマに、鹿児島県内のホテルシェフをお招きして、地元食材を使った簡単アレンジ料理の講習を開きます。講習の後は、実際に簡単アレンジ料理を食します。

地産地消したい！まんねり献立を解消したい！プロの味を学びたい！という方、ご参加をお待ちしております。

日 時：平成 24 年 11 月 8 日（木）午前 10 時～午後 2 時

場 所：花渡川ビアハウス

講 師：花渡川ビアハウス料理長をはじめとする県内ホテルのシェフ

参加費：1,500 円（※事前にチケットの購入が必要です。）

チケット購入・問合せ 企画調整課市民協働係 TEL 72-1111（内線 460）

企画調整課

## 犬の登録及び狂犬病予防注射を実施

平成 24 年度の犬の登録及び狂犬病予防注射を次の日程で行います。

生後 91 日以上を飼育している飼い主は、狂犬病予防法第 4 条（登録）並びに第 5 条（予防注射）により、生涯 1 度の登録と毎年 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

これに違反すると 20 万円以下の罰金が科せられます。

狂犬病は犬や人に感染し、発病すると必ず死に至る恐ろしい病気で、海外では毎年 4 万人以上が亡くなっています。

自分の飼い犬から狂犬病が発生しないように、必ず予防注射を受けてください。

**※ ただし、平成 24 年 4 月以降に受けていない犬が対象となります。**

○ 日時・場所

月日・曜日	場 所	時 間	月日・曜日	場 所	時 間
11.1（木）	田布川公民館	9:00～9:15	11.2（金）	大塚公民館	9:00～9:25
	木場公民館	9:30～9:55		下野原公民館	9:40～10:00
	城山センター	10:10～10:40		田中公民館	10:15～10:35
	山口公民館	10:55～11:25		塩屋公民館	10:50～11:20
	瀬戸口公民館	11:40～11:55		上釜会館	11:35～11:55
	亀沢公民館	13:10～13:30		東白沢公民館	13:10～13:25
	新町公民館	13:45～14:05		俵積田公民館	13:40～14:05
	木原公民館	14:20～14:45		下山公民館	14:20～14:35
	市役所	15:00～16:00		市役所	15:00～16:00

○ 料金は、注射及び済票交付料が 3,000 円です。

※ 初めて登録する場合は、登録料 3,000 円と合わせて 6,000 円になります。

○ 今まで飼っていた犬が死亡した場合は、必ず犬の死亡届（印鑑必要）を提出してください。同じく、他人から譲り受けた場合は、変更届（印鑑必要）が必要になります。死亡届・変更届の用紙は、当日も準備してあります。

○ 枕崎市に転入されてきた方（犬を飼っている方）は、早めに市役所で登録の変更手続きをしてください。

○ 犬の放し飼いは禁止されています。散歩中もリードをしっかり持ちましょう。また、散歩中の犬のフンは、飼主の責任で必ず始末しましょう。

○ 犬の登録や死亡・飼い主の変更等に関することは、市民生活課環境整備係（TEL 72-1111 内線 327）にお問い合わせください。

市民生活課

## 「さわやかウォーキング」を開催

日程：11月17日（土）受付8時30分（開会9時）

会場：片平山公園（雨天時：健康センター）

《ウォーキングコース》

1. 健脚向けコース 枕崎空港 ⇒ 片平山公園（約7.5 km）

（所要時間 約1時40分）

2. ゆったりコース 片平山公園 ⇄ 鹿水高（約4 km）

（所要時間 約50分）

《メニュー》

1. 体調チェックと血圧測定（血圧測定は必要な方のみ）

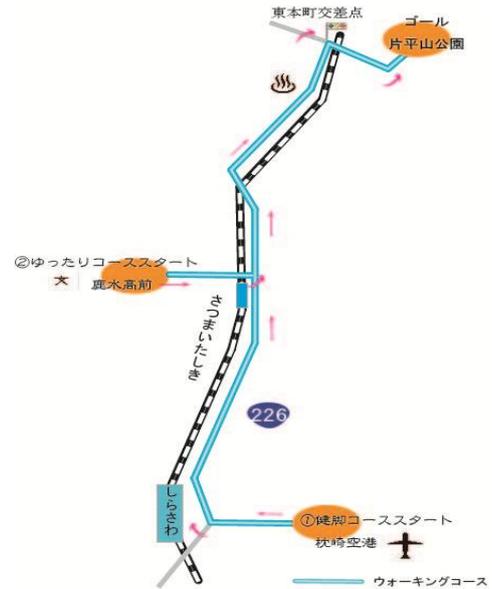
2. ストレッチと筋力アップ体操

3. 効果的なウォーキングのためのフォーム紹介

※お楽しみ抽選会（抽選で豪華健康グッズがもらえます！）

※軽食を準備します。

- ・ 参加希望の方は、片平山公園に直接おこしください。申込みは不要です
- ・ 運動のできる服装、運動靴でおこしください。タオル・帽子・水筒も忘れずに！
- ・ 雨天時は、健康センター（和室）で「健康体操」を行います。
- ・ お子さんだけの参加はできません。保護者（育成者）同伴でご参加ください。
- ・ 当日、体調チェックの結果、参加を見合わせていただく場合もあります。



健康課

## 住宅リフォーム促進事業の補助金交付について

枕崎市では、地域経済の活性化を主な目的とし、併せて快適な住環境の整備を実現するため、市民の皆さまが所有している住宅のリフォーム工事に対して補助金を交付しています。

### ○受付期間

- ・平成24年度は、12月28日まで申請を受け付けます。（工事は2月末日までに完了すること）
- ・期間は平成25年12月末日までの予定ですが、予算に到達した時点で事業は終了します。

### ○補助の条件

- ・自己の所有する住宅とします。ただし、一回限りとします。
- ・地元業者に請け負わせた補助対象となる工事に限ります。
- ・地元業者は市内に本店、支店を有する会社及び個人事業者とします。
- ・市税の滞納がないこととします。
- ・工事着手前に申請を行うこととします。

### ○補助金

- ・対象工事費（消費税込み）の10%で上限額を15万円（千円未満切捨て）とします。
- ・対象工事は別途定める工事で、その合計工事額が20万円以上とします。

### ○対象工事（現在、居住している住宅が対象）

- ・増改築、修繕、補修、バリアフリー等工事、内壁、床の模様替え
- ・耐震性を確保する工事、内部設備改修工事、断熱工事等

### ○対象とならない工事

- ・すでに工事が終わったもの、現在工事中のリフォーム工事は対象となりません。
- ・住宅用備品の購入（家具等）や住宅以外の倉庫、車庫のみの補修等
- ・門柵、塀だけの工事等本補助事業に該当しない工事
- ・貸家等の賃貸住宅のリフォーム工事

問合せ 枕崎市役所 建設課 建築係 Tel 72-1111（内線326, 336）

建設課

## 年金相談所開設のお知らせ

**年金相談は『予約制』です（※予約された方が、優先的に相談を受けられます）**

年金相談ご希望の方は、市役所国民年金係（72-1111）までお申出ください。

日本年金機構 鹿児島南年金事務所の相談員が、国民年金・厚生（船員）年金に関する相談に応じます。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

○日 時：**11月27日（火）午前10時～午後3時**（次の開設は来年1月8日（火）の予定です）

○場 所：市民会館2階 第1会議室

○たとえばどんな相談ができますか？

- ・国民年金や厚生年金などを受けるための請求ができます。
- ・障害年金や遺族年金などの相談ができます。
- ・50歳以上の方に年金の見込み額を提示します。
- ・過去にかけた年金の記録を確認するお手伝いをします。
- ・年金受給者の死亡に伴う手続きなどができます。
- ・「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」等の問い合わせに応じます。

※国民年金保険料の納付はできません。

※基礎年金番号のわかるもの（年金手帳・年金証書等）・印鑑などをお持ちください。

※代理の方が来られる際は、委任状が必要です。（※家族の相談でも、委任状は必要です。）

近隣市での相談日は次のとおりです。

- ・10月23日（火） ちらん夢郷館
- ・11月6日（火） 指宿市中央公民館
- ・11月20日（火） 南さつま市役所スタジオ21

市民生活課

## 鹿児島矯正展を開催します

矯正展は、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の一環として、刑務所、少年院、少年鑑別所など矯正施設の業務内容等を一般社会の方々に広く紹介するとともに、刑務所で製作した刑務所作業製品等の展示・販売を通じて、矯正行政に対する理解を深めていただくことを目的として開催するものです。

日 時：平成24年11月3日（土） 午前9時から午後4時

平成24年11月4日（日） 午前9時から午後3時

場 所：鹿児島刑務所 鹿児島県始良郡湧水町中津川1733番地 TEL 0995-75-2025

内 容：パネル展示等による所内生活の紹介、施設見学、刑務作業製品の展示即売  
更生保護女性連盟等によるバザー

問合せ 鹿児島刑務所企画部門（作業）TEL 0995-75-4342

総務課

## 平成25年度検察審査員候補者に選ばれた皆さんへ

県内の有権者の中から1200人の方が、無作為に平成25年度の検察審査員の候補者に選ばれます。

選ばれた方には、11月中旬頃に「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」（封書）が届きます。必ず開封して、中の書類をご覧ください。

また、この封書の中に「質問票・回答用紙」が同封されていた方は、回答用紙に必要事項を記入して、速やかに返送してください。（同封されていなかった方には、翌年1・4・7月のいずれかに別途送付しますので、同様をお願いします。）

詳しくは下記へお問い合わせください。

問合せ 鹿児島検察審査会事務局 鹿児島市山下町13-47 鹿児島地方裁判所内

TEL 099-808-3719

選挙管理委員会

## 年金から引き落とされる市・県民税、国民健康保険税の額が10月分から変わっています

地方税法の規定により、65歳以上の年金受給者の方(世帯)に係る市・県民税、国民健康保険税については年金からの引き落とし(特別徴収)となっています。

○ 既に年金から引き落とし(特別徴収)となっている方

### 1 市・県民税(公的年金に係る所得における所得割額及び均等割額)

本年4月以降、「仮徴収」額で納めていただいておりますが、10月以降は「本徴収」の額での年金引き落とし(特別徴収)となります。6月に送付した納税通知書をご覧ください。

① 仮徴収の納付月(4月・6月・8月)

2月(昨年度分)に引き落としされた額と同額を、年金からの引き落としで納めていただきました。

② 本徴収の納付月(10月・12月・2月)

確定した公的年金に係る市・県民税の年税額から、仮徴収した額を差引いた額の3分の1ずつを年金からの引き落としで納めていただきます。

※ 今年度初めて年金からの引き落とし(特別徴収)となる方、昨年度途中で年金特別徴収が中止となり今年度再び年金特別徴収となる方は、10月から年金引き落としが始まります。

### 2 国民健康保険税

本年4月以降、「仮算定」額で納めていただいておりますが、10月以降は「本算定」の額での年金引き落とし(特別徴収)となります。8月に送付した納税通知書をご覧ください。

① 仮算定の納付月(4月・6月・8月)

2月(昨年度分)に引き落としされた額と同額を、年金からの引き落としで納めていただきました。

② 本算定の納付月(10月・12月・2月)

確定した国民健康保険税の年税額から、仮徴収した額を差引いた額の3分の1ずつを年金からの引き落としで納めていただきます。

10月分以降の年金から引き落とされる額が変わっています。

※ 今年度初めて年金からの引き落とし(特別徴収)となる方、昨年度途中で年金特別徴収が中止となり今年度再び年金特別徴収となる方は、10月から年金引き落としが始まります。

(8月から年金特別徴収となっている方もいます)

※ この変更はお支払方法を変更するものであり、これにより納める年税額に変更はありません。

※ 次のような場合は、年金特別徴収が中止となり、個人納付(普通徴収)となります。

#### 1 市・県民税

① 対象となる税額に変更があった場合

② 対象の方が転出又は亡くなられた場合 など

#### 2 国民健康保険税

① 年金支払者から特別徴収ができない旨の連絡があった場合

② 65歳未満の方が新たに被保険者となった場合 など

問合せ 課税のことは 税務課課税係 72-1111 内線154・155

納付のことは 税務課管理収納係 72-1111 内線152・153

税務課

## ご存じですか「税を考える週間」

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。「税を考える週間」は、国民生活に深いかかわりを持っている税について、その意義(必要性)及び役割(使途)を分かりやすく説明することにより、国民の皆様は税に対する理解をより深めていただくために設けています。

今年は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組や今後の課題について、様々な機会を通じて紹介することとしています。

なお、国税庁の取組等について分かりやすく紹介しているページを国税庁ホームページ内(「税の役割と税務署の仕事」バナーからリンク)に、年間を通じて開設していますので、是非ご覧ください。

(<http://www.nta.go.jp>)

税務課

## 平成 24 年度宅地建物取引無料相談実施について

鹿児島県及び公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会の共催で宅地建物取引に係る無料相談を次のとおり実施します。ぜひご利用ください。

日 時：平成 24 年 11 月 12 日（月） 午前 10 時から午後 3 時まで

場 所：指宿商工会議所 2 階 指宿市大牟礼 1-15-13 TEL 0993-22-2473

相談内容：宅地や建物の取引に関する事、税金に関する事、相続・贈与に関する事登記に関する事

相談員：弁護士、税理士、土地家屋調査士、司法書士

問合せ 鹿児島県土木部建築課管理係 担当 盛 TEL 099-286-3707

総務課

## 調停無料相談会

悩みやお困りなこと等ありませんか。裁判所の調停委員がご相談に応じます。

日 時：平成 24 年 11 月 10 日（土） 午前 10 時から午後 3 時

場 所：南さつま市市民会館 2 階第 3 会議室

相談内容：

家事関係（婚姻／離婚／夫婦関係／親子関係／扶養／遺産相続／その他親族関係等問題に関する調停手続きの相談）

民事関係（土地・建物の売買／土地の境界等／金銭の貸借／交通事故等に関する紛争の調停手続きの相談）

※相談は無料です。秘密は固く守られますので安心してご相談ください。予約は必要ありません。

問合せ 加世田簡易裁判所内加世田調停協会 TEL 0993-52-2347

総務課

## 租税史料の収集にご協力を

税務大学校税務情報センターでは、租税制度の研究などに利用するため、租税に関する歴史的な史料の収集を行っています。

税務行政の公文書だけでなく、図書、写真、器具など、人々の暮らしと税との関係が感じられるあらゆる歴史的な史料や情報の提供をお待ちしています。

ご提供いただいた史料は、当センターで一部を展示するほか、「租税史料目録」に掲載し、大学図書館等に配布いたします。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。税務大学校税務情報センター又は最寄りの税務署にお気軽にお尋ねください。

問合せ 税務大学校税務情報センター TEL 048-460-5300

知覧税務署 TEL 83-2411※自動音声案内

税務課

## 法定調書（五十四調書）の提出について

給料、報酬、不動産の使用料等を支払った場合には、支払先の住所、氏名、支払金額等を記載した源泉徴収票や支払調書等（総称して「法定調書」といいます。）を税務署に提出することになっています。

これらの法定調書は、①「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」、②光ディスク等（CD・FD等）を利用して、提出することができます。

なお、提出について、ご不明な点がございましたら国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

税務課

## 「女性に対する暴力をなくす運動」週間にパープルリボンツリーを実施

国は、毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間としています。

市でも期間中、市民ホールにパープルリボンツリーを設置します。

パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルですが、本市では、DV問題の根絶を目指して実施します。ツリーの傍にリボンを準備しますので、市役所にお越しの際は、ぜひパープルリボンをつりに結んで、DV問題について考えてみてください。市民の皆様のご協力をお願いします。

また、11月13日は、「DV研修会」を開催します。詳しくは、別添チラシをご覧ください。



※DV・・・「ドメスティック（家庭内）バイオレンス（暴力）」の略。女性だけで

なく、男性も暴力の対象となる。配偶者や恋人等の関係にある、または、あった相手から振るわれる暴力を意味します。

問合せ 企画調整課 72-1111（内線460）

企画調整課

## 11月は「労働保険適用促進強化期間」です！

労働保険とは、雇用保険と労働者災害補償保険（労災保険）を総称したものであり、法人、個人を問わず労働者（パート、アルバイト含む）を一人でも使用している事業場は、必ず加入するよう法律で義務付けられています。

雇用保険：労働者が失業した場合や職業訓練を受けた場合に給付される制度です。また、事業主に対しての各種助成金制度もあります。

労災保険：労働者が業務上の災害や通勤途中の災害による負傷、疾病、障害、死亡に対し、被災労働者や遺族へ給付される制度です。

●平成22年4月より雇用保険の適用範囲が拡大され、「31日以上雇用見込みがある労働者（但し、1週間の所定労働時間が20時間以上）」についても雇用保険の加入が必要となりましたので、未加入の事業主の方は早めに手続きをお願いします。

●事業主が故意又は重大な過失により労災保険に加入していない期間中に労働災害が生じ、労災給付を行った場合、遡って労働保険料を徴収するほか労災給付に要した費用の一部を徴収することとなっています。

問合せ ・労災保険については 鹿児島労働基準監督署 Tel 099-214-9175

・雇用保険については 加世田公共職業安定所 Tel 0993-53-5111

水産商工課

## 交通事故・財産管理無料相談会を実施

NPO法人個人財産管理協会では、次の日程で無料相談会を実施します。

日時：平成24年11月21日（水）午前9時から正午まで

場所：枕崎市民会館

相談内容：交通事故に関する損害賠償・後遺障害等、事故被害者のお悩み全般

成年後見・遺言贈与相続・貸借金・過払い利息等、個人財産に関すること

主催：NPO法人 個人財産管理協会

連絡先：鹿児島事務所 鹿児島市宇宿1丁目53-9-203 Tel 099-253-0911

南薩連絡所 南さつま市加世田唐仁原1834-7 Tel 0993-53-5028（宮園政美）

※ご予約 月曜日から金曜日 午前9時から午後9時

※電話による無料相談 月曜日から金曜日 午前10時から午後5時 Tel 0993-53-5028（宮園政美）

総務課

## 平成 24 年秋季全国火災予防運動を実施！

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、ひとり一人が火災予防に対する意識を持つことにより、火災による悲惨な死傷事故や貴重な財産の損失を防ぎ、「火災に強い街づくり」のために **11月9日(金) から 11月15日(木)** までの7日間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

※ 期間中は市内各所に置いて、枕崎消防署、枕崎市消防団が連携し、火災予防啓発のため、巡回広報と併用して防火パトロール等を実施します。

### ◎「消すまでは 出ない行かない 離れない」

＜住宅防火 いのちを守る 7つのポイント - 3つの習慣・4つの対策 -＞

#### ☆ 3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### ☆ 4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

※「住宅用火災警報器」が設置義務となっています。早急に設置しましょう。



南薩地区消防組合 枕崎消防署、枕崎市総務課

## 農業経営をパソコンで・・・講習会を開催

農業委員会では、農業経営の基礎となる簿記記帳と青色申告の普及・推進を通じて、農業経営者の経営管理能力の向上を図るため、関係機関の協力を得て、パソコンによる複式簿記記帳指導会を実施しています。

平成 24 年度も 10 月から 2 月まで開催し、自己の経営をパソコンに入力して経営管理を行なうとともに、青色申告に必要な決算書を作成できるように指導いたします。

対象者：農業者で自分でパソコン・ソフトを導入できる方

開催日程：10 月以降 2 月まで 7 回 時間は原則として午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分

場所：市民会館 和室

※参加の申込みや日程の詳細については、農業委員会 72-1111（内線 338）までご連絡ください。

農業委員会

## 「2013年版県民手帳」の予約受付及び販売について

鹿児島県統計協会が編集発行する2013年版の県民手帳が11月に発売されます。購入される方は、事前にお申込みください。なお、お申込み頂いた方には、手帳が届き次第連絡いたします。また、予約なしの販売も行いますが、数に限りがありますので、お早めに電話でお問い合わせください。

金額：1冊500円（税込）

カバーの色：黒系と赤系の2種類

サイズ：縦150mm×横85mm

手帳の内容：使って便利、鹿児島島の情報が満載！

※資料充実・県内データ満載、手帳（年版、年度版）はもとより資料にも幅広く使えます。

申込み・問合せ 市役所企画調整課企画調整係 TEL 72-1111 内線225・226

企画調整課

## 内鍋清掃センターからの大切なお知らせ（ごみの搬入について）

現在、内鍋清掃センターでは、古い建物の取り壊しや焼却炉の大規模な改修工事が行われております。安全を第一に工事を進めておりますが、工事車輛の往来も多くなっており、ごみを持ち込む方は、次の点に特に注意をお願いします。

- ①通常収集している家庭ごみは、地域のごみ集積所に決められた日に分別して出してください。
- ②持ち込み指定になっているごみ（粗大ごみ・布団類など）や草木については、搬入時間を厳守してください（午前8時30分から午後1時までです）。  
また、枯葉や剪定クズで指定袋に入るものは「燃えるごみ」として出してください。
- ③内鍋清掃センターは、日曜日以外は操業を行っております。ただし、年末や年始はごみが集中するため、予定を変更する場合がありますので、時期が来ましたらあらためてお知らせします。
- ④2基ある焼却炉を交互に補修するため、一時的に処理能力が落ちます。そのため、家庭で出来るごみの少量化（生ごみの水切り・徹底した分別によるごみの資源化・レジ袋を断ってマイバックを利用するなど）を実践し、ごみの減量化に協力ください。
- ⑤ごみを持ち込む際は、必ず事前に分別を行い、施設内では係員の指示に従ってください。

市民生活課

## タックスアンサーのご利用方法等について

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。

例えば、「配偶者控除」について調べる場合は、はじめに国税庁ホームページから、「タックスアンサー」をクリックします。次に調べたい税目「所得税」を選択又はキーワード検索します。さらに調べたい項目「夫婦と税金」を選択します。最後に該当内容を選択すると説明画面が表示されます。ぜひご利用ください。

◇ パソコンから (<http://www.nta.go.jp/taxanswer>)

◇ 携帯電話から (<http://www.nta.go.jp/taxanswer/phone>)

携帯サイトは、右記のQRコードからもご利用になれます。

また、インターネットによるサービスのほか、国税に関する一般的な相談を「電話相談センター」で集中的に受け付けております。

最寄りの税務署にお電話いただき、音声案内に従い「1」番を選択していただければ、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

問合せ 税務署（電話 0993-83-2411） ※自動音声案内



税務課

## ごみのポイ捨てはやめましょう ～11月は不法投棄防止強化月間です～

空き缶やペットボトル、タバコの吸い殻などのポイ捨ては、環境を壊すばかりでなく、散乱したごみが景観を損なう要因になっています。

また、廃家電や家庭ごみなどの不法投棄もあとをたちません。

市民一人ひとりがマナーを守るとともに、良好な生活環境が保たれるようご協力をお願いします。

〈次のことに心がけましょう〉

- 行楽地などに出かける際は、ごみ袋などを持参し、発生したごみは持ち帰る。
- 車内で飲食する場合には、車にはごみ袋等を置いて、車からのポイ捨てをしない。
- 灰皿の無い場所で喫煙する際は、携帯灰皿等を所持し、道路や側溝などへのポイ捨てを行わない。
- 不法投棄を見かけたら情報をお寄せください。県や警察、海上保安庁と一緒に不法投棄防止対策に取り組んでいます。

市民生活課

## 鹿児島県の最低賃金が改正されました

【鹿児島県最低賃金が平成 24 年 10 月 13 日より時間額 654 円に改正されました。】

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日
	時間額 (円)	
	<b>654</b>	平成 24 年 10 月 13 日

【鹿児島県の特定（産業別）最低賃金は以下のとおりです。（今後改正される可能性あり）】

特定（産業別）最低賃金	最低賃金額	効力発生日
産業名	時間額 (円)	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	<b>696</b>	平成 23 年 12 月 25 日
百貨店、総合スーパー	<b>676</b>	平成 23 年 12 月 28 日
自動車（新車）小売業	<b>716</b>	平成 23 年 12 月 18 日

- ◇ 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、特定（産業別最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。
- ◇ 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- ◇ 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
  - (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
  - (2) 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
  - (3) 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
  - (4) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

※最低賃金に関するお問い合わせ先

- ・鹿児島労働局 賃金室 TEL099-223-8278      ・鹿児島労働基準監督署 TEL099-214-9175
- ・鹿児島労働局・労働基準監督署 <http://kagoshima-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/>
- ・【最低賃金テレホンサービス 099-223-8881】

水産商工課

## 買い物にはマイバック（買い物かご）を利用しませんか

私たちの身近にあるレジ袋の使用を見直し、ごみの減量化と温室効果ガスの排出抑制のため、買い物の行く際には、マイバック（買い物かご）を利用しませんか。

お店によっては、ポイントなどの特典が付く場合がありますので、ご利用の際にお店の方にお尋ねください。

レジ袋（LLサイズ）1枚あたりでは、約60グラムの二酸化炭素の排出量を削減できると言われており、小さなエコ活動として取り組んでみましょう。

市民生活課